

(3) 爬虫類・両生類

現地調査は、事業区域及びその周辺 250m の範囲で実施した。

調査範囲内で確認された爬虫類は 6 種、両生類は 3 種で、事業区域内でも爬虫類は 4 種、両生類は 3 種が確認された。確認された種類はのうち、希少な爬虫類に該当する種は 6 種あり、事業区域内では 4 種、希少な両生類に該当する種は事業区域内で 2 種が確認された。

爬虫類は平地から山地まで広く分布するアオダイショウや草地を好むヒガシニホントカゲ、樹林を好むジムグリが確認された。

両生類は海岸線から亜高山帯まで広く分布するニホンアマガエル・モリアオガエル等が確認された。

表 2-10 希少な爬虫類・両生類の確認状況

■希少な爬虫類

No	種名	事業区域		選定基準			
		内	外	文化財	種保存	国 RDB	都 RDB
1	ニホンヤモリ	●	●	—	—	—	留意種
2	ヒガシニホントカゲ	●	●	—	—	—	VU
3	ニホンカナヘビ	●	●	—	—	—	NT
4	ジムグリ	●	—	—	—	—	VU
5	アオダイショウ	—	●	—	—	—	NT
6	シマヘビ	—	●	—	—	—	NT
計	6 種	4 種	5 種	0	0	0	6 種

■希少な両生類

No	種名	事業区域		選定基準			
		内	外	文化財	種保存	国 RDB	都 RDB
1	ニホンアマガエル	●	—	—	—	—	VU
2	モリアオガエル	●	—	—	—	—	NT
計	2 種	2 種	0	0	0	0	2 種

* 希少な爬虫類・両生類の選定基準

- ・「文化財」＝「文化財保護法」に基づく国の天然記念物・特別天然記念物。
- ・「種保存」＝「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく、国内希少野生動植物種。
- ・「国 RDB」＝「環境省レッドリスト 2018」における該当種。
- ・「都 RDB」＝「レッドデータブック東京 2013」における南多摩地域の該当種。
 VU＝絶滅危惧Ⅱ類 NT＝準絶滅危惧
 留意種＝現時点では絶滅のおそれはないと判断されるが、留意が必要と考えられるもの。

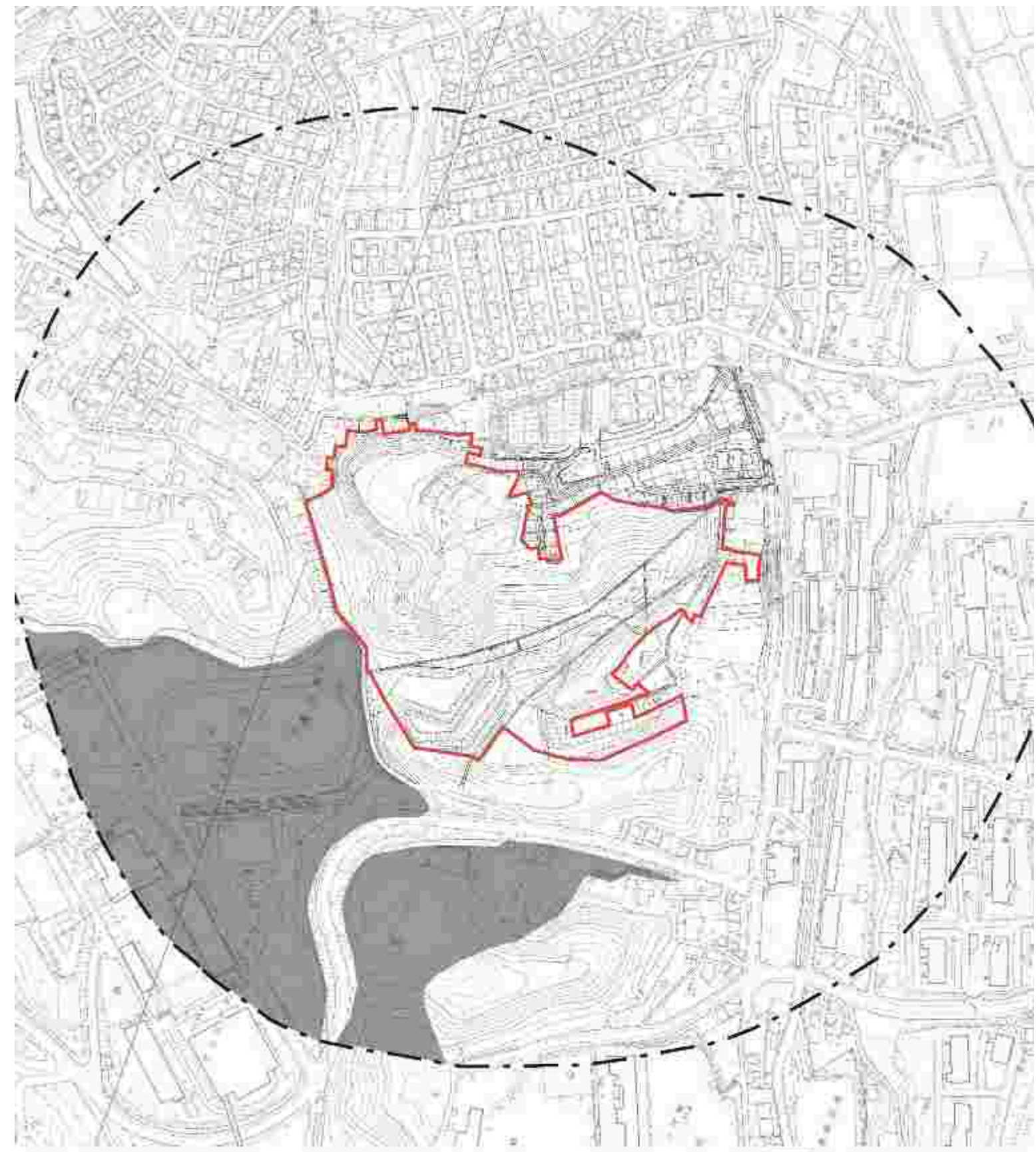


図2-13 希少な爬虫類・両生類の確認位置

(4) 昆虫類

現地調査は、事業区域及びその周辺 250m の範囲で実施した。

調査範囲内で確認された昆虫類は 805 種で、事業区域内でも 531 種が確認された。確認された種類はのうち、希少な昆虫類に該当する種は 16 種あり、事業区域内では 10 種が確認された。

確認された種は平地から丘陵地にかけて生息する種が中心で、種数は少ないが、調査範囲の環境を反映し、樹林や草地、水辺を好む多様な昆虫類が確認され、事業区域内ではヘイケボタルやゲンジボタルも確認された。

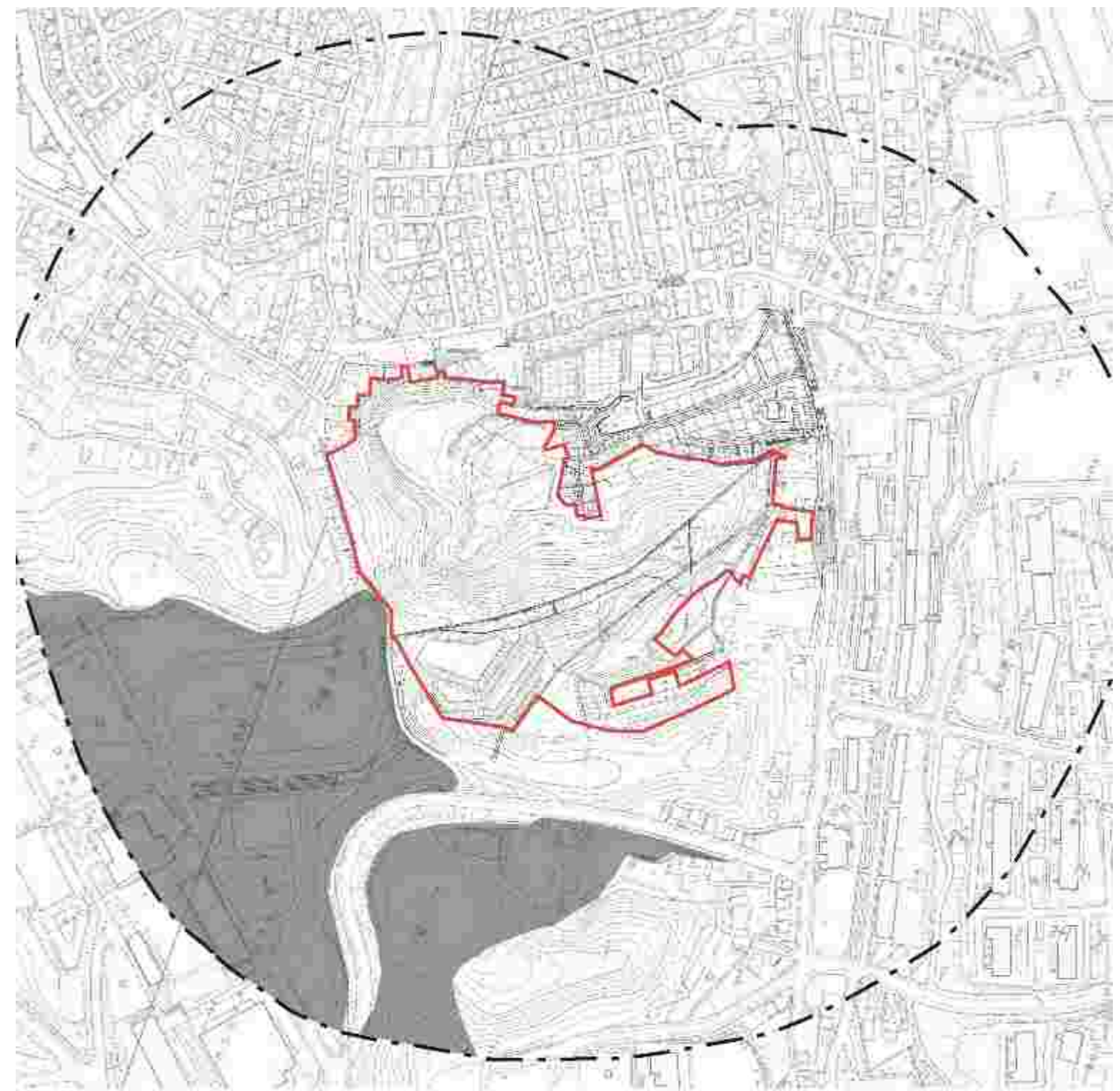
なお、事業区域内にオオムラサキの食樹であるエノキが確認されたため、生息の可能性も考慮し、生息状況が最も確認しやすい冬季における幼虫調査を実施したが、生息は確認されなかった。

表 2-11 希少な昆虫類の確認状況

No	種名	事業区域		選定基準				
		内	外	文化財	種保存	国 RDB	都 RDB	
							南多摩	本土部
1	ホソミオツネトンボ	●	—	—	—	—	NT	NT
2	サラサヤンマ	—	●	—	—	—	EN	EN
3	ヒメコオロギ	—	●	—	—	—	DD	DD
4	ショウヨウハツメトキ	●	●	—	—	—	VU	VU
5	ミカドガガンボ	●	—	—	—	—	留意種	留意種
6	トワダオオカ	●	●	—	—	—	留意種	留意種
7	オイシアブ	●	●	—	—	—	留意種	留意種
8	チャイロオシロイ	●	—	—	—	—	留意種	留意種
9	ヘイケボタル	●	—	—	—	—	NT	NT
10	クロベッコウハナバチ	●	—	—	—	—	留意種	留意種
11	ミドリバエ	—	●	—	—	—	留意種	留意種
12	ヒメトラハナムグリ	●	—	—	—	—	留意種	留意種
13	ノコギリカミキリ	—	●	—	—	—	—	NT
14	トゲアリ	—	●	—	—	VU	NT	NT
15	モンスズメバチ	●	—	—	—	DD	—	—
16	ナミルリモンハナバチ	—	●	—	—	DD	—	—
計	16 種	10 種	9 種	0	0	3 種	13 種	14 種

*希少な昆虫類の選定基準

- ・「文化財」＝「文化財保護法」に基づく国の天然記念物・特別天然記念物。
 - ・「種保存」＝「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく、国内希少野生動植物種。
 - ・「国 RDB」＝「環境省レッドリスト 2018」における該当種。
 - ・「都 RDB」＝「レッドデータブック東京 2013」における南多摩地域及び本土部の該当種。
- EN＝絶滅危惧ⅠB類 VU＝絶滅危惧Ⅱ類 NT＝準絶滅危惧 DD＝情報不足
留意種＝現時点では絶滅のおそれはないと判断されるが、留意が必要と考えられるもの



凡例

種名	確認	種名	事業区域の確認種数
1	●	ホソミオツネトンボ	0
2	●	サラサヤンマ	1
3	●	ヒメコオロギ	0
4	●	ショウヨウハツメトキ	0
5	●	ミカドガガンボ	0
6	●	トワダオオカ	0
7	●	オイシアブ	0
8	●	チャイロオシロイ	0
9	●	ヘイケボタル	0
10	●	クロベッコウハナバチ	0
11	●	ミドリバエ	0
12	●	ヒメトラハナムグリ	0
13	●	ノコギリカミキリ	0
14	●	トゲアリ	0
15	●	モンスズメバチ	0
16	●	ナミルリモンハナバチ	0

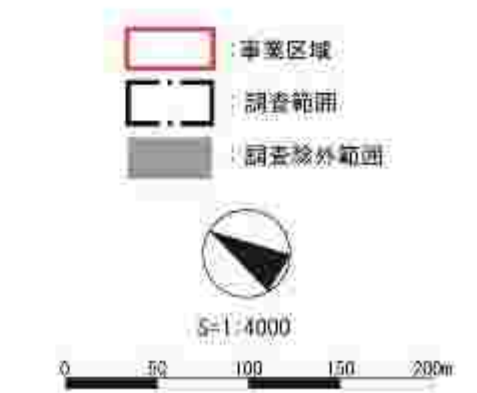


図2-14 希少な昆虫類 確認位置

(5) クモ類

現地調査は、事業区域及びその周辺 250m の範囲で実施した。

調査範囲内で確認されたクモ類は 119 種で、事業区域内でも 88 種が確認された。確認された種類はのうち、希少なクモ類に該当する種は 2 種あり、事業区域内では 2 種が確認された。

確認された種は平地から丘陵地にかけて生息する種が中心で、種数は少ないが、調査範囲の環境を反映し、樹林や草地、水辺を好む多様なクモ類が確認された。

表 2-12 希少なクモ類の確認状況

No	種名	事業区域		選定基準				
		内	外	文化財	種保存	国 RDB	都 RDB	
							南多摩	本土部
1	キジロオヒキグモ	●	—	—	—	—	DD	NT
2	コアシダカグモ	●	●	—	—	—	NT	NT
計	2 種	2 種	1 種	0	0	0	2 種	2 種

* 希少なクモ類の選定基準

- ・「文化財」 = 「文化財保護法」に基づく国の天然記念物・特別天然記念物。
- ・「種保存」 = 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく、国内希少野生動植物種。
- ・「国 RDB」 = 「環境省レッドリスト 2018」における該当種。
- ・「都 RDB」 = 「レッドデータブック東京 2013」における南多摩地域及び本土部の該当種。
NT = 準絶滅危惧 DD = 情報不足

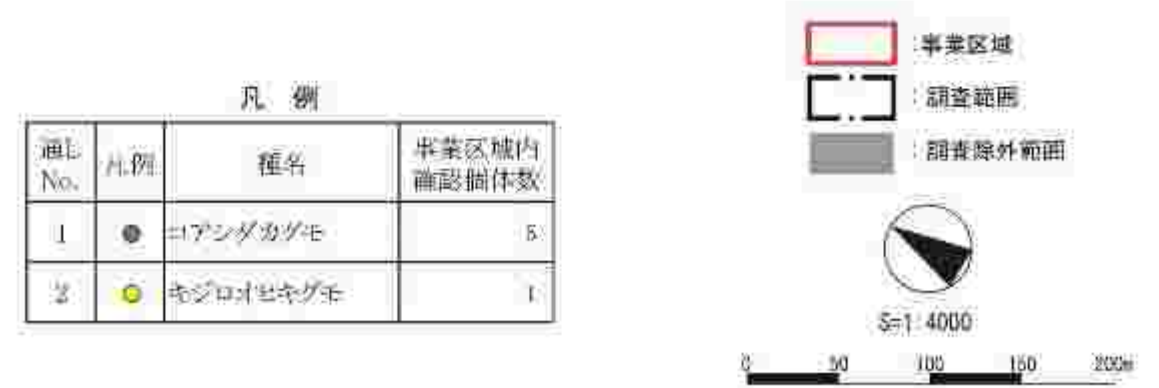
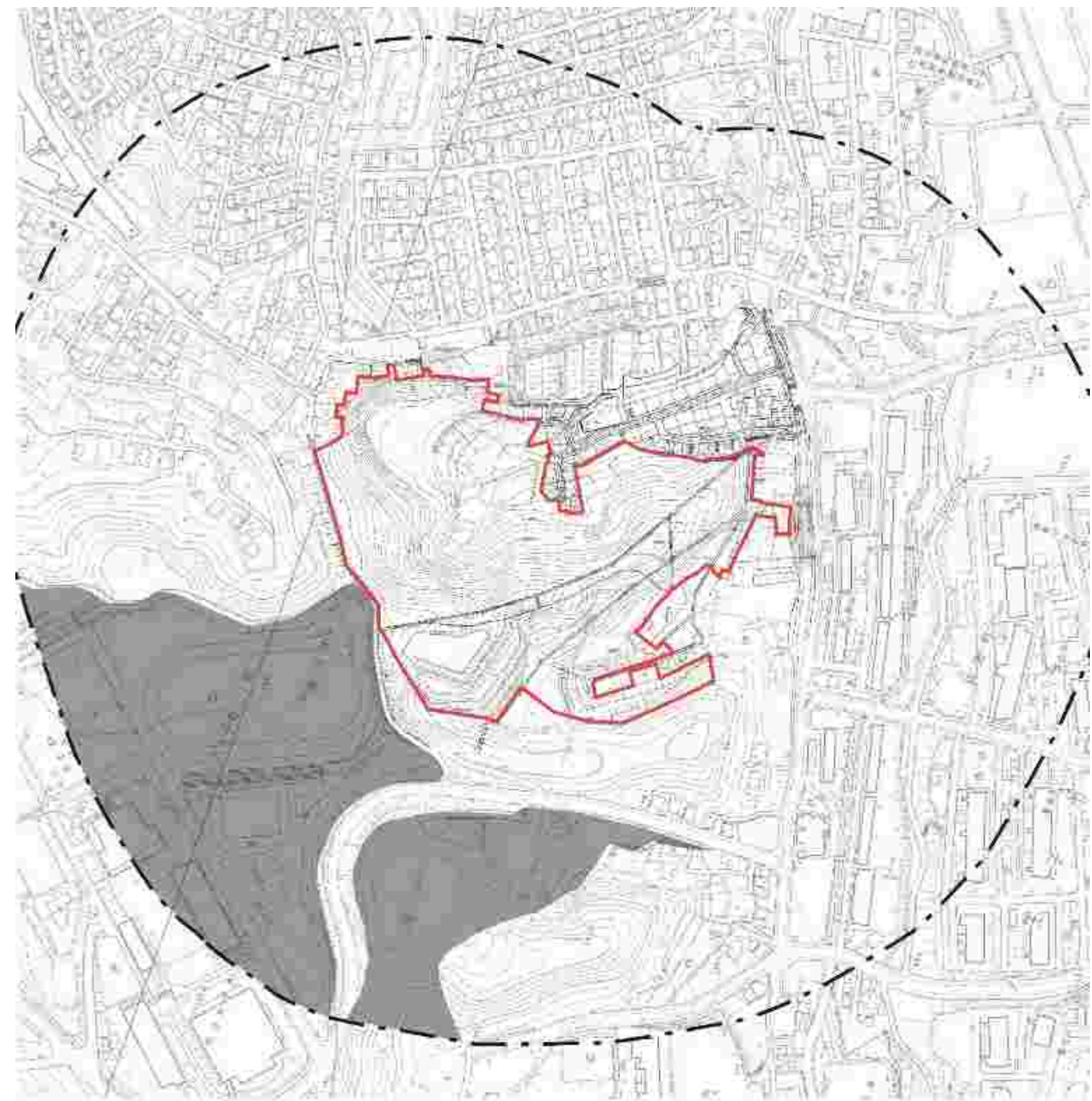


図2-15 希少なクモ類 確認位置

(6) 陸産貝類

現地調査は、事業区域及びその周辺 250m の範囲で実施した。
 調査範囲内で確認された陸産貝類は 28 種で、事業区域内では 15 種が確認された。
 確認された種類はのうち、希少な陸産貝類に該当する種は確認されなかった。
 確認された種は平地から丘陵地にかけて生息する種が中心で、自然林に分布するミジンヤマタニシやムシオイガイや、乾燥地や人為的攪乱地で確認されるホソオカチョウジガイやパツラマイマイが確認された。

(7) 水生生物

1) 魚類

現地調査は、事業区域内の水系にて実施した。
 調査の結果魚類は確認されなかった。
 事業区域内の水系は、暗渠により事業区域外へ通じており、事業区域外との生態的連続性はないと考えられた。

2) 底生動物

現地調査は、事業区域内の水系にて実施した。
 調査の結果、確認された底生動物は 48 種で、確認された種類はのうち、希少な底生動物は 2 種確認された。
 なお、事業区域内の水系は、暗渠により事業区域外へ通じており、事業区域外との生態的連続性はないと考えられた。

表 2-13 希少な底生動物の確認状況

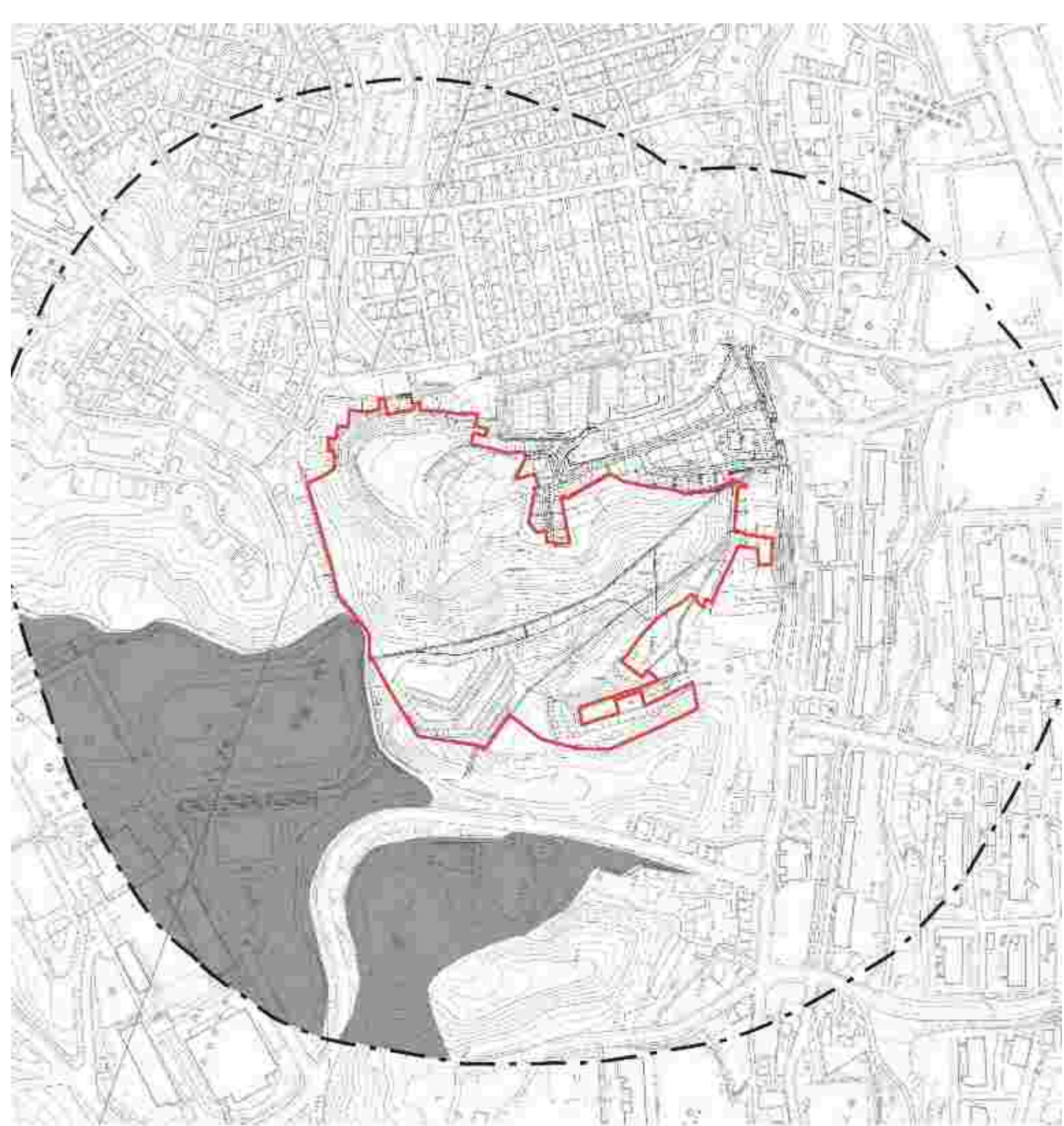
No	種名	事業区域		選定基準				
		内	外	文化財	種保存	国 RDB	都 RDB	
							南多摩	本土部
1	マメシジミ類の一種	●	—	—	—	—	DD	DD
2	サワガニ	●	—	—	—	—	留意種	留意種
計	2 種	2 種	1 種	0	0	0	2 種	2 種

* 希少な陸産貝類・底生動物の選定基準

- ・「文化財」 = 「文化財保護法」に基づく国の天然記念物・特別天然記念物。
- ・「種保存」 = 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく、国内希少野生動植物種。
- ・「国 RDB」 = 「環境省レッドリスト 2018」における該当種。
- ・「都 RDB」 = 「レッドデータブック東京 2013」における南多摩地域及び本土部の該当種。

DD = 情報不足

留意種 = 現時点では絶滅のおそれはないと判断されるが、留意が必要と考えられるもの



凡例

通し No.	凡例	種名	事業区域内確認個体数
1	●	マメシジミ類の一種	570
2	●	サワガニ	2

- 事業区域
- 調査範囲
- 調査除外範囲



0 50 100 150 200m

図2-16 希少な底生生物類 確認位置

6. 希少猛禽類

(1) 調査目的・調査期間・調査方法

事前の聞き取り調査等において、事業区域周辺において複数の希少猛禽類の営巣情報があったことから、希少猛禽類による事業区域の利用状況や、行動圏の内部構造・繁殖状況等を把握し、必要に応じた保全対策の資料を得るため調査を実施した。

調査方法・調査頻度・解析については「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月）に準拠したが、定点調査の手法を用いた行動圏調査も実施した。

調査期間は平成30年2月から令和元年8月を基本として、2営巣季を含む1.5年間実施した。なお営巣場所調査においては聞き取り調査により、平成28年の営巣状況についても一部把握する事ができた。

(2) 営巣場所

事業区域内において希少猛禽類の営巣は確認されなかった。

事業区域周辺3kmを目安に調査を行い、4箇所希少猛禽類の営巣地が確認されたが、3km範囲内の営巣地は2箇所（A地区・B地区）であった。

そのうち、事業区域に最も近いのはA地区の巣で、事業区域から約1.4km離れた場所であった。B地区の巣は、事業区域から約2.6km離れていた。なおC地区については希少猛禽類の巣は確認されたが、利用状況については不明であった。

そのため最も近いA地区の巣を「猛禽類保護の進め方（改訂版）対象巣として解析を行った。

表 2-14 事業区域周辺における希少猛禽類の営巣状況

年	対象巣	3km 以上の周辺巣		
		3km 以内の周辺巣	3km 以上離れた周辺巣	
	A 地区 (1.4km)	B 地区 (2.6km)	C 地区 (3.3km)	D 地区 (4.9km)
平成 28 年	営巣 (2 羽)	不明	営巣 (1 羽以上)	不明
平成 29 年	不明	営巣 (2 羽)	営巣 (2 羽)	不明
平成 30 年	営巣 (1 羽以上)	営巣 (0 羽)	営巣 (2 羽)	不明
平成 31 年及び 令和元年	営巣 (0 羽)	営巣 (1 羽)	営巣 (2 羽)	不明

*表中の（ ）内の羽数は、巣立ち及び独立分散した幼鳥の個体数を示す。

(3) 繁殖期における確認状況

平成30年は合計で45回の確認があり、平成31年及び令和元年は合計で86回の確認があった。A地区ペアの確認が最も多く、成鳥雄が50回、成鳥雌が19回で、合計69回であった。

表 2-15 希少猛禽類の確認状況

年齢	性	個体	平成 30 年							合計
			2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
成鳥	雄	A 地区	2	3	2	2	1	0	0	10
		不明	1	0	0	0	0	0	0	1
	雌	A 地区	3	3	0	0	0	3	1	10
		不明	5	2	0	0	0	0	0	7
不明			0	1	0	0	1	0	0	2
若鳥	雄	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	雌	不明	0	1	0	1	0	0	0	2
	不明	不明	0	2	0	0	0	0	0	2
幼鳥			0	0	0	0	0	5	0	5
不明	雄	不明	0	0	0	0	1	0	0	1
	雌	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明		0	1	2	1	0	1	0	5
合計			11	13	4	4	3	9	1	45

年齢	性	個体	平成 31 年				令和元年				合計
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
成鳥	雄	A 地区	2	4	17	5	4	1	3	4	40
		不明	1	1	1	4	1	2	0	2	12
	雌	A 地区	6	1	2	0	0	0	0	0	9
		不明	2	2	0	0	0	0	0	0	4
不明			0	0	0	0	0	0	0	0	
若鳥	雄	不明	8	0	3	0	0	0	0	0	11
	雌	不明	0	2	2	0	0	0	0	0	4
	不明		0	0	0	0	0	0	0	0	
幼鳥			0	0	0	0	0	0	0	1	1
不明	雄	不明	1	0	0	0	1	1	0	0	3
	雌	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明		0	0	2	0	0	0	0	0	2
合計			20	10	27	9	6	4	3	7	86

(4) 営巣中心域

営巣中心域については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年）に基づき解析を行った。平成 30 年調査結果における解析では、事業区域は営巣中心域に含まれていなかった。

また平成 31 年及び令和元年では、繁殖に失敗し巣立ち幼鳥がなかったため解析はできなかったが、平成 30 年の調査結果や、巣から事業区域までの距離が 1.4km 離れている事、緑地が連続していない事から、明らかに営巣中心域には含まれていないと考えられた。

(5) 高利用域

「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年）に従い、近年使用が確認された巣の重心において解析した結果、事業区域は高利用域に含まなかった。

また、「猛禽類保護の進め方」（平成 8 年）に従い、対象巣ペアの実際の行動により高利用域を解析した結果、高利用域には含まれていなかった。

*いずれの解析においても、高利用域は事業区域に含まれていない事や、事業区域付近に行動域がある事等、同様な傾向が確認されたことから、双方の解析結果に基づき保全対策等の検討を行う事とした。

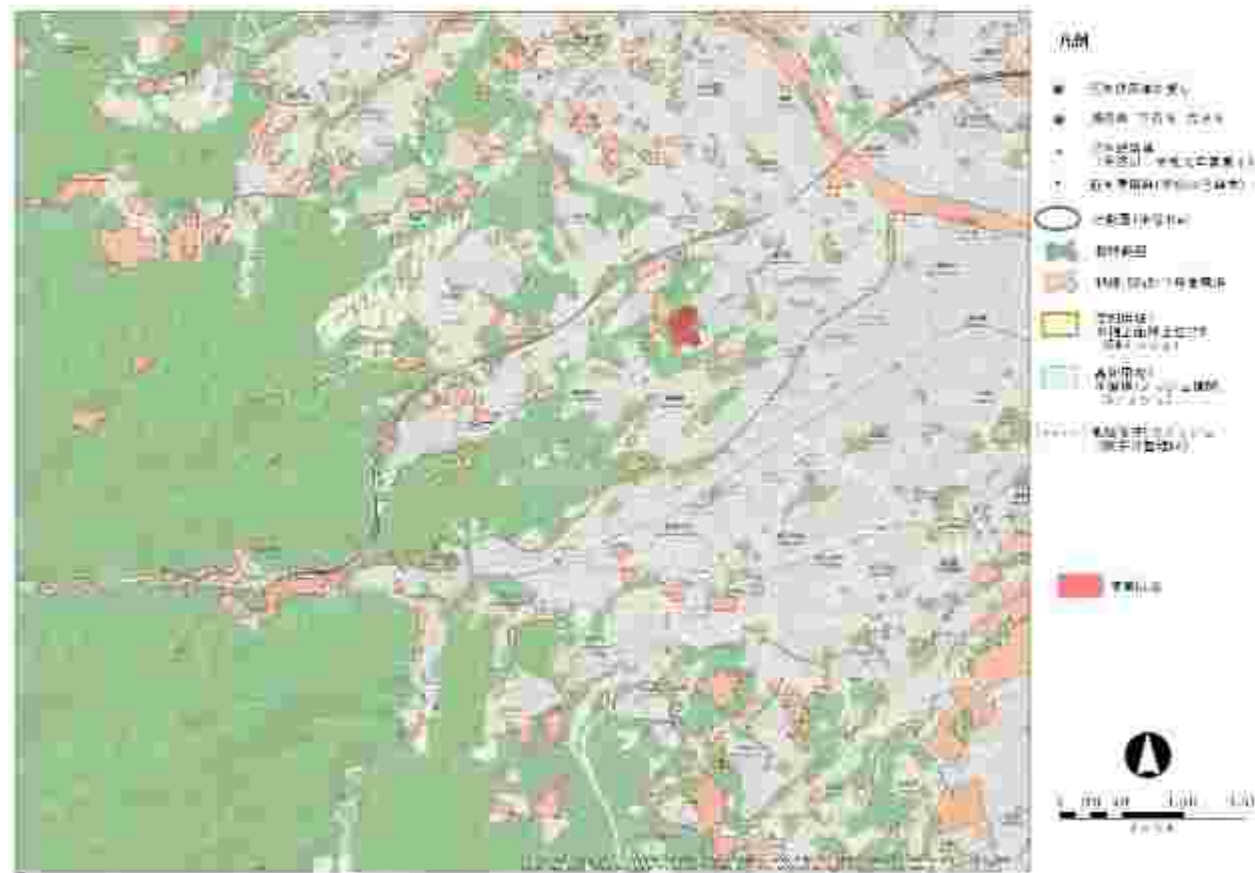


図 2-17 「猛禽類保護の進め方（改訂版）」による高利用域（平成 31 年・令和元年 巣位置）

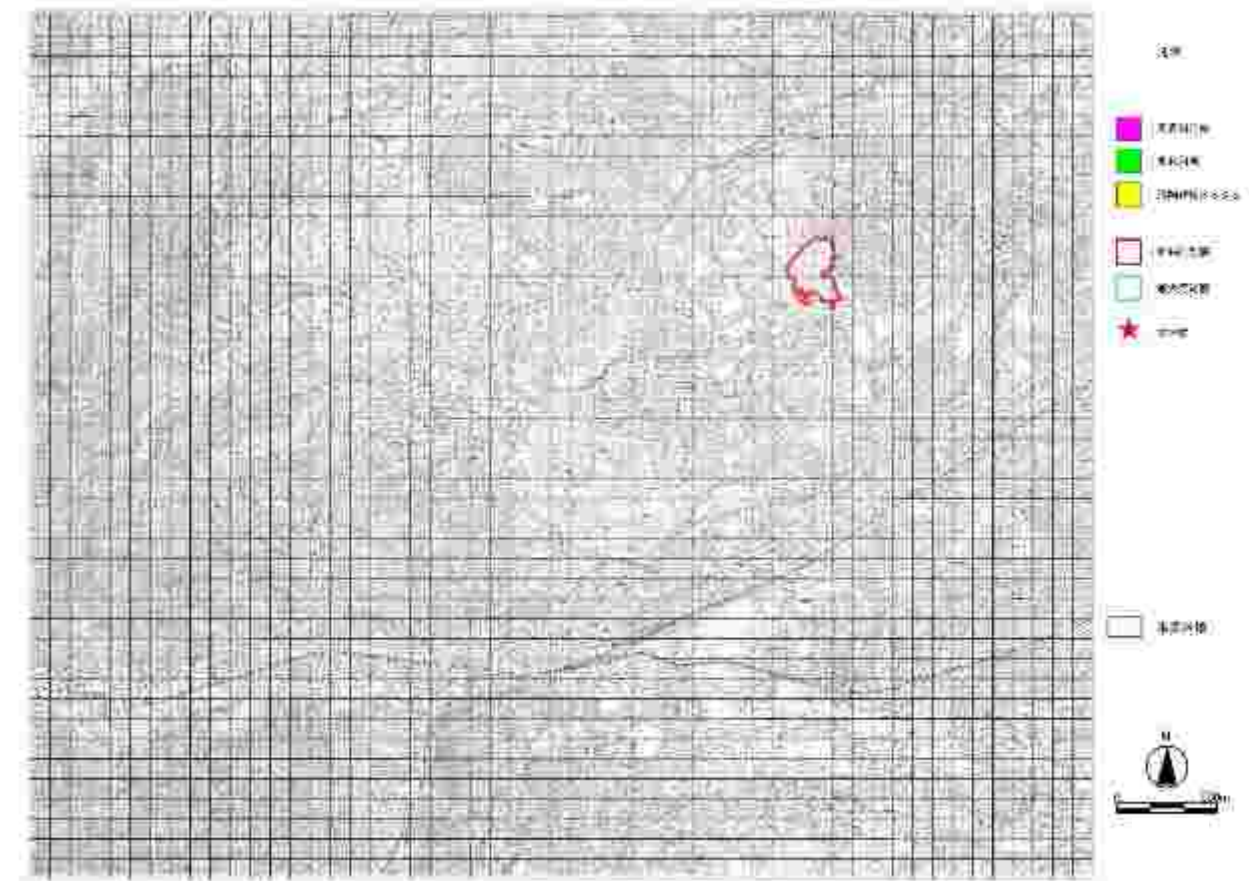


図 2-18 「猛禽類保護の進め方」による高利用域（平成 30 年）

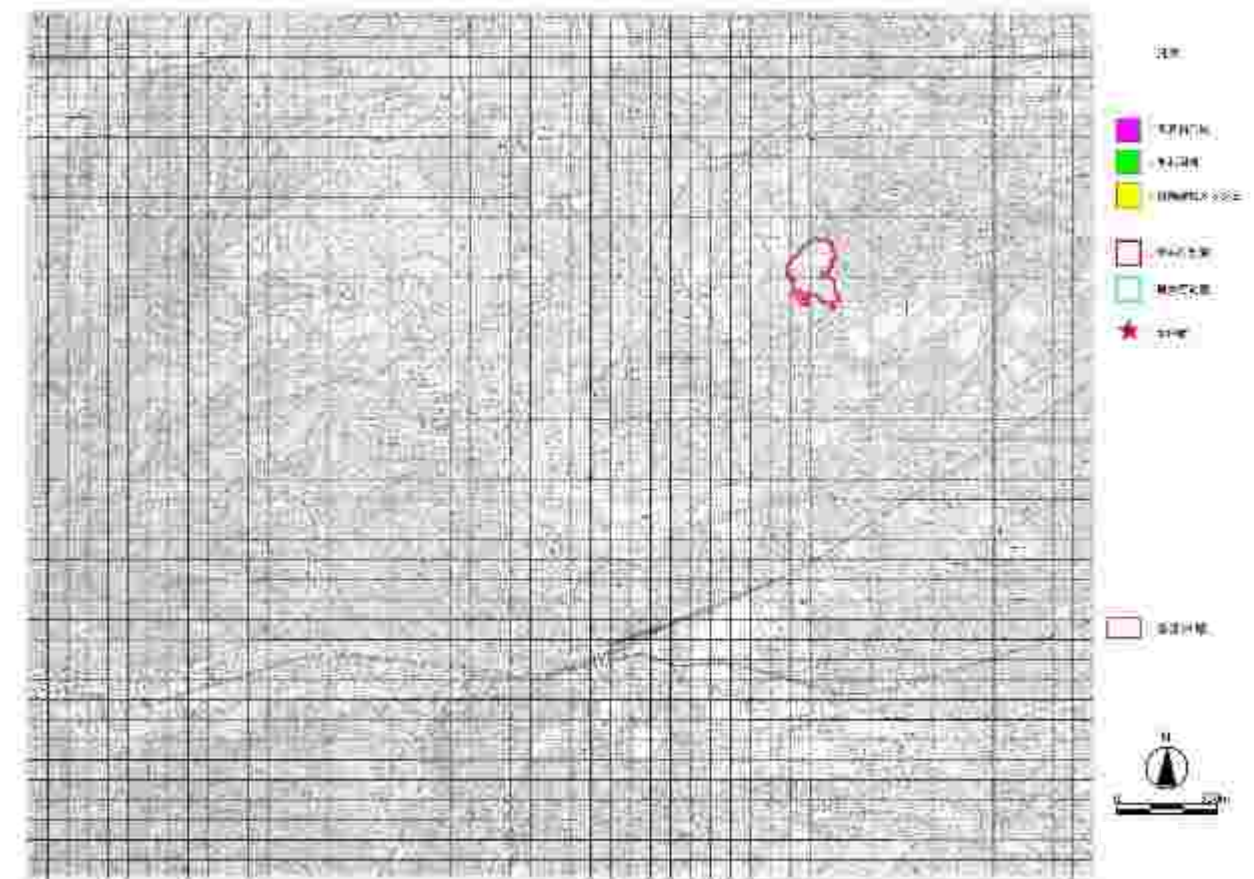


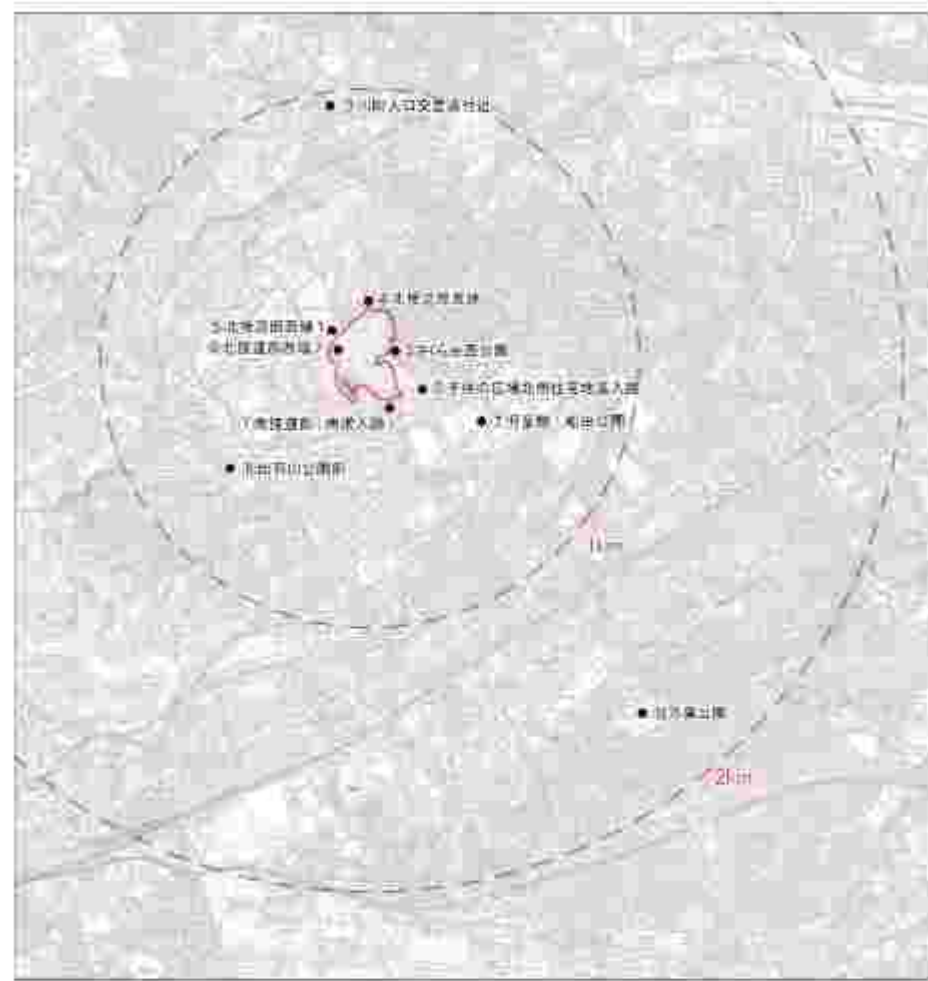
図 2-19 「猛禽類保護の進め方」による高利用域（平成 31 年・令和元年）

7. 景観

事業区域は、八王子市街地の西側の舟田丘陵の一部に属しているが、東側と南側は、住宅団地や集合住宅団地が隣接しており、西側は中高大学が併設された女子学校が隣接している。

事業区域はコナラ群落が基本の雑木林が多くを占めており、草地も認められる。

事業区域付近には、北西側に中央自動車道が北東～南西に、南東側に国道20号線（甲州街道）が北東～南西に走っている。



- 凡例
- 眺望地点 (1～4)
 - 事業区域
 - 事業区域から1kmビッチの距離

図 2-20 代表的な眺望地点位置

■各眺望地点からの眺望景観

地点①(南接道部(南進入路))

地点①は事業区域の南側進入路が道路に取り付くあたりである。

事業区域の樹林が目の前に迫ってきていて、四季を問わず、よく眺めることができる。



図 2-21 写真 地点①から事業区域への眺望

地点②(子供の広場北側住宅地進入路)

地点②は、子供の広場の北側歩道上で、新たに整備された住宅地への進入路入口付近である。

住宅等の建築物はあるが、事業区域の樹林の頭はほぼ見えている。また写真右端の道路の奥にも事業区域の樹林を見ることができる。



図 2-22 写真 地点②から事業区域への眺望

地点③(さくら台西公園)

地点③は、さくら台西公園内の東側公園入口付近である。

住宅の裏の事業区域の樹林は、四季で紅葉や落葉はあっても、常によく見えている。

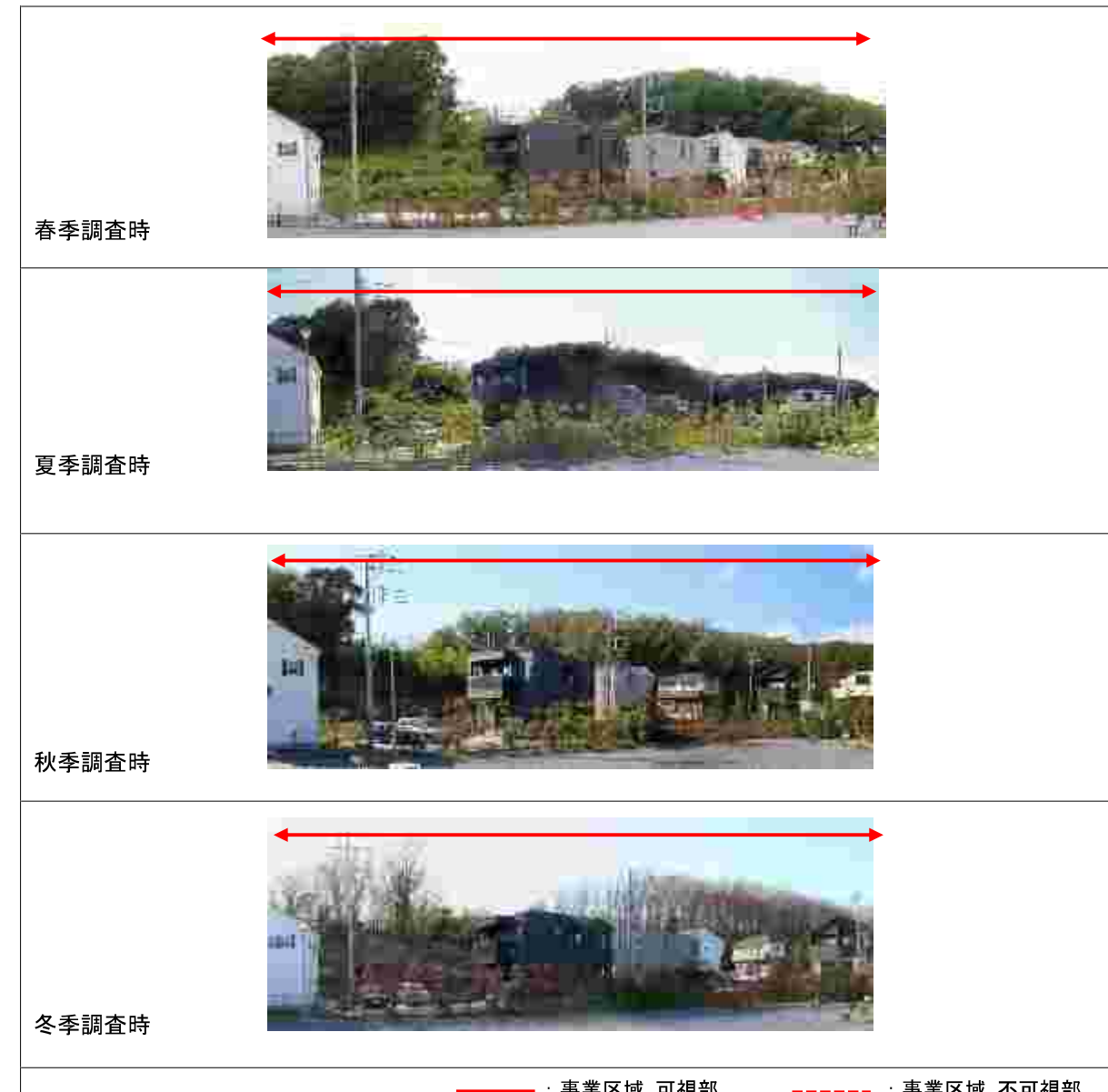


図 2-23 写真 地点③から事業区域への眺望

地点④(北接道部東端)

地点④は、北側に接する道路上で、道路南側の既存の住宅が途切れる地点である。

事業区域の樹林の樹冠が道路に覆い被さるように広がっており、また、樹林の中ものぞき込むことができる。



春季調査時	
夏季調査時	
秋季調査時	
冬季調査時	
——— : 事業区域 可視部 - - - - - : 事業区域 不可視部	

図 2-24 写真 地点④から事業区域への眺望

地点⑤(北接道部西端 1)

地点⑤は、北側に接する道路上で、事業区域の西側端部、共立女子大学グラウンド付近である。

事業区域の樹林がフェンス上部に見えている。冬期は落葉樹が葉を落とすので、事業区域内部も少し見やすくなる。



春季調査時	
夏季調査時	
秋季調査時	
冬季調査時	
——— : 事業区域 可視部 - - - - - : 事業区域 不可視部	

図 2-25 写真 地点⑤から事業区域への眺望

地点⑥(北接道部西端 2)

地点⑥は、北側の道路に接する事業区域の西側端部の地点⑤から、事業区域の西側に沿って、道路から入り込んだあたりである。

事業区域は、四季により樹林地や草地の見通しは変化するが、常によく眺めることができる。

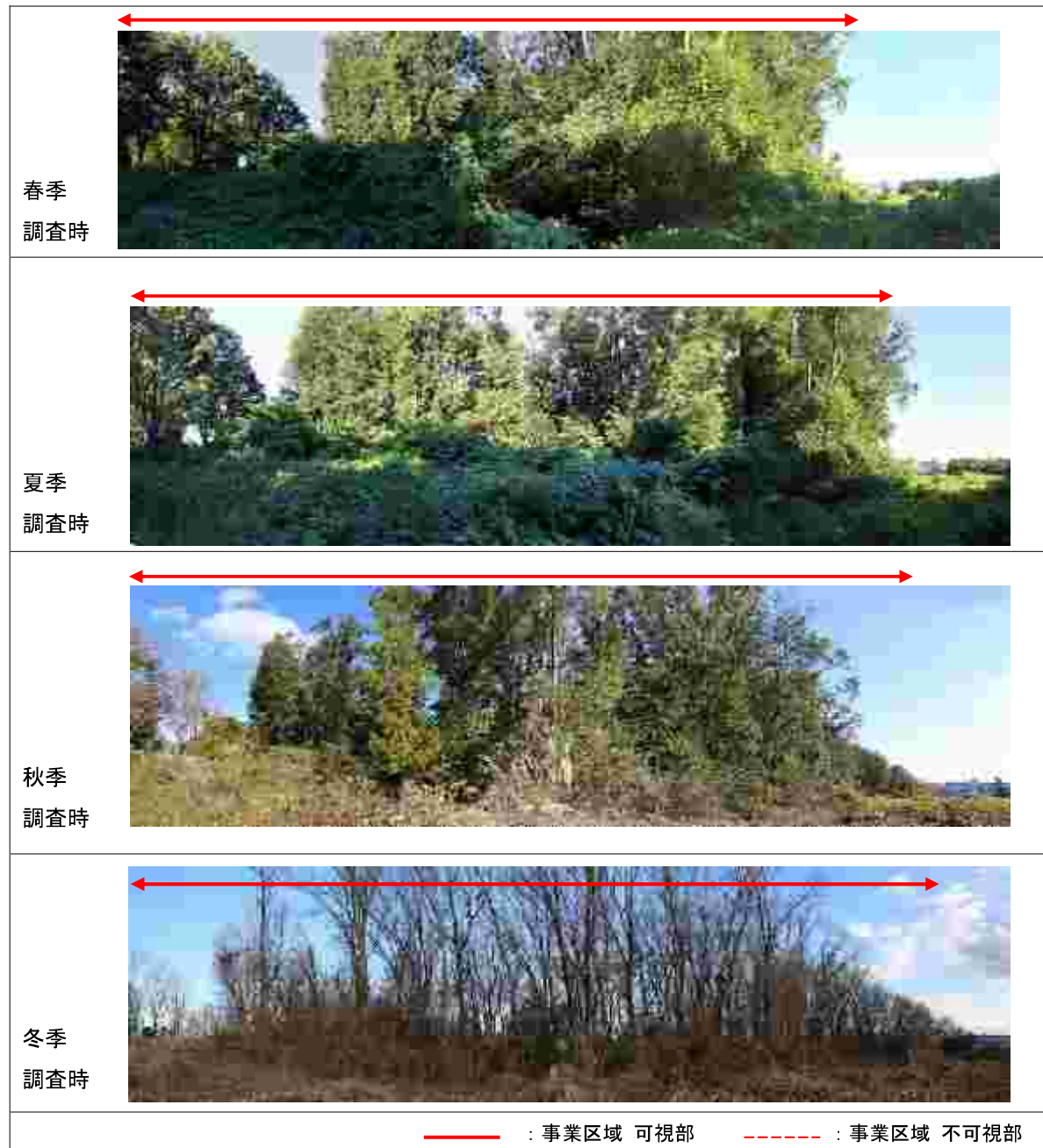


図 2-26 写真 地点⑥から事業区域への眺望

地点⑦(児童館・船田公園)

地点⑦は、中郷児童館長房分館の裏で、公園と都営長房東アパート東 3 に挟まれたあたりである。事業区域の樹林の上部が、常に見えている。

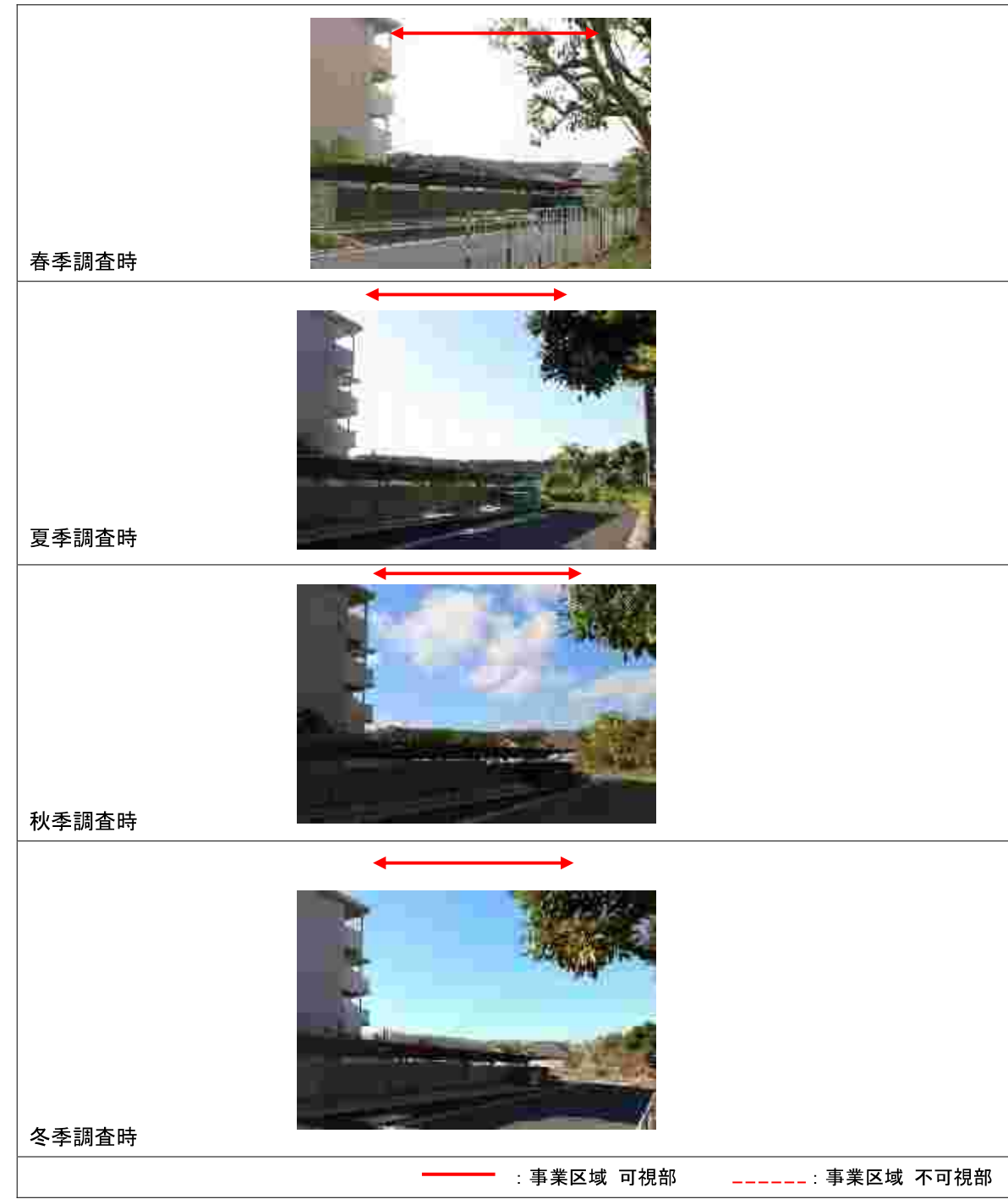


図 2-27 写真 地点⑦から事業区域への眺望

地点⑧(出羽山公園前)

地点⑧は、出羽山公園のしまむら側出入口で、マツモトキヨシの駐車場の対面付近である。

この眺望地点から見ると事業区域はマツモトキヨシの駐車場の方角であるが、その手前に尾根や樹林地があるため、事業区域を眺めることはできない。



春季調査時	
夏季調査時	
秋季調査時	
冬季調査時	
<p>—— : 事業区域 可視部 - - - - : 事業区域 不可視部</p>	

図 2-28 写真 地点⑧から事業区域への眺望

地点⑨(川町入口交差点付近)

地点⑨は高尾街道沿いで、川町入口交差点のコンビニエンスストア付近である。

写真中央の住宅や店舗、およびその向かって左側が事業区域の方向であるが、建築物、高速道路、樹林地などにより、事業区域方向の眺望は得られない。



春季調査時	
夏季調査時	
秋季調査時	
冬季調査時	
<p>—— : 事業区域 可視部 - - - - : 事業区域 不可視部</p>	

図 2-29 写真 地点⑨から事業区域への眺望

地点⑩(万葉公園)

地点⑩は京王高尾線の北側、小高い万葉公園内で、北への視界が開けた園路、園地のあたりである。

北方向への遠望が得られ、市街地越しに事業区域の樹林が小さく見えている。



<p>春季調査時</p>		
<p>夏季調査時</p>		
<p>秋季調査時</p>		
<p>冬季調査時</p>		
<p style="text-align: center;"> ——— : 事業区域 可視部 - - - - - : 事業区域 不可視部 </p>		

図 2-30 写真 地点⑩から事業区域への眺望